## 武暢

夫

## 問題

ができるように思われるのである。 近代初期のイングランド農村では、住民の慣習的権利の 近代初期のイングランド農村では、住民の慣習的権利の 近代初期のイングランド農村では、住民の慣習的権利の 近代初期のイングランド農村では、住民の慣習的権利の

そのイギリス版はラフ・ミュージック rough music と総をのイギリス版はラフ・ミュージック rough music と総をのイギリス版はラフ・ミュージックの形態はな一般的特質をもちながら、ラフ・ミュージックの形態はな一般的特質をもちながら、ラフ・ミュージックの形態はな一般的特質をもちながら、ラフ・ミュージックの形態はな一般的特質をもちながら、ラフ・ミュージック rough music と総では、当面対象となるスキミントンについてだけ、自分なでは、当面対象となるスキミントンについてだけ、自分なでは、当面対象となるスキミントンについてだけ、自分なりの理解を示しておきたい。

九世紀頃までの全ヨーロッパに通じる民俗的風習であり、(!)

シャリヴァリ Charivari とは中世から一

る風習の西部特有の形態である。

ライディングとは

スキミントンとは、一般にライディングridingとい

周知のように、

によってさまざまであるが、さらに言及する必要はないで な説明であって、ライディングの形態は地域により、 たるかのいずれかである。 が再び共同体に受容されるか、 嘲笑を受けた後に放免され、この儀式は終る。後は犠牲者 人々が練り歩き、標的となった人物は一連の辱めと人々の 文字どおりのラフ・ミュージック(騒音音楽)とともに それを先頭に鍋やフライパンやたらいなどを打ち鳴らす、 対行為であった。その標的となった人物は馬に乗せられ、 ているような夫、 あるいは不貞の妻とその夫にたいする敵 もちろん、これはごく大ざっぱ 放逐・逃亡のやむなきにい 場所

リー のは、 犠牲者をスキミントンというのである。ここで使用され やや手の込んだ形をとる。 合わせに乗せられ、 馬に乗せられ、 の場合は、標的となった夫(またはその代役)が後向きに ディング Skimmington riding スキミントン Skimmington (あるいはスキミントン・ライ ムをすくいとる作業 skimming に使われる特別の チー ズの製造過程 その前に妻 ひしゃくで頭越しに夫を打つという、 で牛乳の表面 このような行為、 (またはその代役) ライディング・スキミントン) K 浮き上 あるい が夫と背中 か はその 2 た

> 生したことを示唆している。 しゃくであった。 由来するのであり、 おそらく、 この風習が西部の牧畜・酪農地域に発 スキミントンの名称はそれ 西部の一揆はこのような地

を舞台とするものであった。

西 部

の御料林

称)、 setshireのギリンガム御料林 Forest of Gillingham 地域一円に生じたのであるが、本稿では次の三つの御料林 三つの御料林では一揆が大規模であっただけでなく、 Forest of Dean (以下、ディーンと略称) である。 ドン御料林 Forest of Brayden (以下、プレイドンと 下、ギリンガムと略称)、 を対象に考察を進める。すなわち、ドーシットシャDor-していくという順序で考察を進めよう。 キミントンの きるだけ明確にすることにつとめ、 おいては、 ミントンがはっきりと姿をみせていたからである。以下に この一揆は一六二〇~三〇年代、 ブ 口 スタシャGloucestershire のディーン まず一揆の経過を概観しつつ、 関連をさぐりつつ、 ウィルトシャWiltshire のブレイ 西部の それを受けて一揆とス 一揆の主体をで 揆の特質に接近 これ 御 スキ 料 以 5

67 の際、 間に意見の相違があり、 念のために付け加えておこう。 なる人数の大小をいうのではない。 となったものという意味であり、一揆に参加した階層の単 的な用語法にしたがって、 せておかねばならない。 するからである。さらに、 間接的な手がかりを求めて推察するのには特別の注意を要 間の関係を具体的に知りうる記録は殆んどみいだされず、 体を明らかにせねばならないことは今さらいうまでもな したい。 揆の経過の概要を頭に入れておくことが必要であろう。そ に視点を限定しているが、 本稿は ところが、 特に一揆の主体をできるだけ明らかにするよう努力 揆とスキミント 揆の性格を検討するには、 西部の一揆に関しては、 それについても私見をはっきりさ なお、ここでいう主体とは、一般 一揆の主体については研究者の 一揆を主導し、 この問題を検討するためにも ンとの関連をさぐるというよう 蛇足かもし まず第一に、その主 一揆の組織と階層 組織などの中心 れない が、

を検討していくことにする。御料林をめぐる紛争の発端はそれでは、このような課題に必要なかぎりで一揆の経過

成り行きであり、一揆にまで拡大したのであった。 普通であり、それは共同権を脅し、 討し、 を及ぼすことになる。これにたいする住 地人・購買者の自由な使用に委ねる) foresting(伝統的な御料林法 forest law の規制を撤廃し、 種 王につながる廷臣や大商人で地域社会外部の人物である。 したことにある。借受・購買の恩典を得たのは殆んどが国 の共同権を有し、 絶対王政が王領地収入増大のために王領地管理 方、 の営業を営んでいた。(6) その一環として御料林の大規模な貸出 地域の住民は中世以来御料林内の広い それを基盤にして牧畜・酪農、 御料林の貸出・ と囲込をともなうの 地域経済に重大な影響 民の 売却は廃林 disaf-共同 反発は自然の 売却を実施 政策を その他各 地に諸種 が

もち、 エー 土地保有者二一六人のうち一六八人が御料林内に共同権を 約七〇〇〇エーカーの面積を有し、御料林内とその周辺に ラート 六二五年七月、 保有地を有するギリンガム・マナーGillingham manor この一揆はまずギリンガムから始まった。 カーの共同地では全保有者が共同権を有してい さらに御料林周縁の ン卿 (Sir James Fullerton) ギリンガムは国王チャール Bailiff's Walk なる一〇〇〇 に貸与されることにな ズ この御料林は 世 の寵 0

聴聞 たのであった。 者は提示された囲込計画案を十分に検討する余裕を与えら Court of Exchequer の特別委員会が設置され、 案を作成した。それは一六二七年八月のことである。 者の不満は次第に高まっていった。委員会も彼らの不満を れずに即答をせまられ、 公聴会はフラートンのお手盛の性格が強く、 経て廃林事業が進められたかのようである。 会 public meeting が開催され、形式上は一応の手続きを は御料林内に共同権を有する全保有者の出席を求める公聴 翌年七月には共同 御料林を視察した結果、 いわば、 .権の補償を検討する財務府裁判 事実上、半強制的に合意させられ 不意討ちを受けたのであり、 諸種の改善を求める勧告 しかし、 出席した保有 その秋 この 保有 所

は委員会の勧告を無視して囲込を続行した。それがさらに民の一般的参加をみるにはいたらず、この間、フラートン地に駐屯していた兵士による囲込破壊活動があったが、住域に駐屯していた兵士による囲込破壊活動があったが、住しては、すでに一六二七年一月から二月にかけて、この地しては、すでに一六二七年一月から二月にかけて、この地ところが、フラートンは前記一六二六年の公聴会での疑ところが、フラートンは前記一六二六年の公聴会での疑

て活動を続け、

L

)たといわれている。 (16) リー・ホスキンスを始めとして多くの主謀者は逮捕を免れ

ホスキンスは次のブレイドンの一揆に関与

〇人以上のグル

ープが

「すべて武装し、その殆んどが変装

イドンの廃林が布告された。その内容は特に下層の共同権

揆を誘

発したのであろう。

六二八年初、

六二九年に入って一揆はひとまず は決然たる態度と団結力をもって対抗し、この年には一揆は殴打された。一一月には増援軍が派遣されたが、一揆側 を命じる枢密院の文書は一揆勢に奪われて焼却され て、 団の兵士が鎮圧に派遣されたが、 き、 と柱を細断して地中に埋め、そして苗木が燃えていたと し、 は止まなかった。 「苗木 plants 保有者のだれをも逮捕することを拒否し、 歓呼して銃やピストルを射った」。 騒然たる反逆的な態 (囲込の生垣用のものと思われる) しかし、さらなる軍隊の増強により、 度で」 垣をこわし、 彼らは保有者たちに組し 制 圧さ 同じ年の五月、 n たが、 を焼き、 一揆の解散 をうめ 使者

moners の集会が開かれ、 員会を設置、 年七月に廃林手続きが開始され、 いうギリンガムとほぼ同じ手続を経て、 ブレ イドンはその面積約四○四七エ その 原案を受けて一一 さらに共同権者と交渉を行うと 翌年三月、 月に ーカーで、一 六三〇年、 共 七月に調 同 権者 六二六 查

として残されたのは一〇〇エーカーにすぎない。 が、一五〇エーカーが公道建設用として保留され、 する一四九八エーカ 残り二五四一エーカーが国王の持分となり、御料林に隣接 る Chelsworth manor に九三二エーカーが割当てられ 会の委員) ter) に川川〇エーカー、Sir John Hungerford 者 に き びし (チェスター大公領主席判事 Chief Justice of Ches に二二〇エーカー、御料林とその周辺に位置す W ŧ のであった。 10 共同地も国王持分に加えられ すな わ ち、Sir (調査委員 共同地 Giles

こわし、傷つけた」 騒然たる不届な行為が夜陰に乗じて不詳のやからによって 地方行政機関にたいする指令は、一揆拡大の情況を憂慮 より最近設けられ、 くり、 行われ」、彼等は「マスケット銃……で武装し、集団をつ し、主謀者の逮捕を命じた。そのなかでは、「さまざまの の州長官 Sheriff から治安判事 justice of peace にいたる 激化したにちがいない。 廃林とともに囲込が始まり、それに対する抵抗も次第に 多数をもって集合し、陛下の土地の陛下の借地人に とある。 建設された溝、 一六三一年五月二七日付の枢密院 六月、 別の記録によれば、 門、土盛り、棚をうち 彼

> され、 カーに増加している。 じた記録もある。結局、一揆は鎮圧され、一二六人が逮捕 三六年の最終決定では、 住民の抵抗は止まず、 開され、一揆の人数は一時は一〇〇〇人にもたっ やく一二人が逮捕されたが、その翌日に囲込への攻撃は再 き民兵軍を召集できず、孤立するという状況であり、 Edward Baynton と Sir Neville Poole は鎮 は多くの住民の支持を受けたもようで、 うち三四人が星室庁で有罪宣告を受けた。 廃林計画の再検討が続けられ、 共同権者への割当分は三九〇エ 州長官代理 圧に当るべ したと報 しかし、 一六 よう

た

Pembroke を始めとする貴族・廷臣・商人等であり、 料林であり、(23) 設のための囲込の権利を与えるという政策をとった。 鉄鉱、木材、 は大規模な製鉄業の導入によって収入の増大を意図し、 ような特権を与えら れに応じた製鉄業者たちに製鉄業経営のために御料林 なかった。しかし、ここには豊富な鉄鉱資源があり、 を接し、約三〇〇〇〇一三三〇〇〇エー 最後に、ディーンはグロスタシャ西部、 石炭の独占的採取権、 海軍用材確保の観点から廃林政策は適用され n たの は ~ ン 製鉄所と労働者住居建 ブ ル ウェ " カー ク伯 Earl of 1 の広大な御 ルズと境 彼等 この 内

等は「すべての垣を寸断し、生け垣を切り刻んだ」。一揆

と共 同 ブレイドンの場合と同様である。 権者たち 0 間 に激し V 対立が生じたのはギリン ガ

林内 61 多数の貧民がサセックス州等から流入し、共同地に住み着 に加 miners が存在し、 対的 特に多様な手工業が発展した地 雑な性格を帯びることになる。 ディーンの特殊性にふれておかねばならない。 ていた。 このような対立 えて、 に小さい。そして、手工業のなかでは、 に国王から与えられた鉱業権をもつ自 どの地 このような事情から、 から一 域でも同様であるが、 強固な利益集団を形成していた。これ(36) 揆にいたる過程を検討する前 域であり、農業の比 ディーンの一揆は特に複 この 由 古くから御料 地 鉱業者 ディーンは 域には特に 率 free は に 相

われ の伐採を実力で阻止する動きがあり、 特権が供与され、 主体は自由 でもあった二代目ペンブルック伯に製鉄業のための広範な が 高 まっ るが、 六一二年二月、 財務府 たの 確実な証拠はない。 鉱業者 裁判所はマイナーズには営業の継続を認め、 は たし 木材の伐採が始まった。八月一 (以後、 御料林の監守長官 Constable か であり、 マイナーズとする) であったと思 しかし、マイナーズの不満 これに対応して、 前後の事情 翌 四日、 からその Warden 一三年

> ろう」と訴えており、 and estover をもつ住民たちは放豚権と木材採取権 権、 林近在四四町 とは別に、一六一三~一四年 John Sallens なる者が 年から一四年にかけて鉱業権をめぐる訴訟が続 することもできず、住居を見棄てねばならなくなるだ したために、 訴えた。それはペンブルックによる伐採が ね ~ ンブルックには鉱石と消炭 cinders の選択権を与えるむ ・から一四年にかけて鉱業権をめぐる訴訟が続いた。これの命令を発した。マイナーズは妥協を認めず、一六一三 放 豚権、 その農場に 村の住民を代表し、共同権の擁護を財務 木 材 採 農民的性格の強いものと考えられ 取 権 common of pasture, pannage, 『施肥することも』、家屋を修復 「一般家畜放牧 が不足 御 府に 料

えば、 われ、 チャールズ一世の時期に入って、 うことになろう。 暴動をまじえつつ、合法活動を中心に展開されてきたとい して、マイナーズと農民の二系列の反対運 る。これらの事情を考え合わせると、 ちびいた」とのべて善処を求め、 でなされた大濫伐が 一六二六年、 地域住民の、 絶対王政は貸 若干の住民の国王 不満は高まっていったようである。 「最近下層の人びとの 次々に新たな貸出しが行 同様の請 出 政策を続行 大製鉄業者等にたい の請願 照願は 動が、 突然の暴動にみ はディ 「これで四 散発的 特に 1 例 な

二八年二月、住民たちは伯への貸出に対抗し、新たに共同たな貸出(一六二七年一二月)は地域の緊張を強め、一六たことを示すものであろう。特に、ペンブルック伯への新たことを示すものであろう。特に、ペンブルック伯への新たるとのでのみ」囲い込んでいるとのべている。住民の上層を度目であり」、あるいは「人びとはただ木材で利益をえる度目であり」、あるいは「人びとはただ木材で利益をえる

権の擁護を求めて財務府裁判所に提訴した。

府裁判所は同じ月のうちに判決を行った。 L 同地を残して」、国王の持分とするということである。 は共同権を排除し、その他の土地は共同権者に 来の小屋住 cottager に共同権を認めず、貸出地につい てはなんら言及されていないのも、 われない。 という抽象的な言葉だけでは問題が真に解決されたとは思 かに共同権は保証されたかのようであるが、「十分な」 絶対王政の側も以前から検討を進めていたらしく、 さらに、この判決ではマイナーズの権利に 彼等の反発をまね その要点は、 「十分な共 財務 いた つい た 7 新

Abbeyの囲込を住民が「打ちこわす」というように、新一六三〇年、御料林東部のフラックスリー僧院 Flaxly

でもしゃべったら、

家をこわすと脅迫した」。

業と貧困を助長し、

であろう。

また、

)、緊張を強めたにちがいない。 新来の小屋住を除外したことは地

心域の失

う。一六三一年三月一〇日、 ディーンにおける大規模な一揆のきっかけになったのだろ を開始し、住民の激しい抵抗を受けた。 年)ヴィラーズ卿夫人 Lady Villers は地域で悪名高 西北部の Maliscot なる大林地の貸出を受けた(一六二九 たな貸出と囲込は住民の抵抗を激化させた。 太鼓、 なり、 て、 ども persons が囲込の一部をうちこわし」、 ルズ・モンペッセン Giles Mompessen を差配として囲込 掘った石炭の掘り穴のなかに投げ込んだ」。 増し、「きわめて反抗的に大鼓を打ち鳴らし、 石炭採掘の作業を続けさせようとしたため、 師め odious projector」と罵倒し、モンペッセンがさらに 採掘させようとしたのに憤激した住民は、 集合し、最近つくられた約一○○パーチ モンペッセンのように装わせた絵か、 の溝を壊し、 ひじょうな騒音をたてながら、 二本の旗、 三月二五日、「五〇〇人の者ども persons が二台の 弾を込めた銃を宣誓証人の家に発射し、 一本の横笛とともに銃やほこで武装して モンペッセンが雇人に石炭を それを前記ジル 彫像 おそらく、 (約五〇三平方米) 「約二〇人の者 「いやらしい これ 特に、 かを持 住民の憤りは 旗を掲げて が発端と それが 御料林 ズ卿が ってき いジ

当局

の主謀

る。 では)三〇〇〇人であった」。同じ頃、御料林の他の(ホア) 数軒 掲げ、 Williams は、 で別の一揆が生じ、その人数は一〇〇〇人と報じられてい を完了すると宣言した。集った人数は Easter eveには再度集合し、ずっと大きな力を以て仕事 にした共同権者たち commnners は、 状況を反映するものであろう。 者追求と証人尋問が進み、 後述のスキミントン=ジョン・ウィリアムズ John 「の家屋を焼き、次の土曜日、 挑戦的に御料林内に入り、……囲込をうちこわし、 このような一揆の拡大と軌を一にして登場 住民の抵抗も強化されたとい 四月二五日、 つまり復活祭前夜祭 太鼓を鳴らし、 (推定されるところ 「憤りを新 旗を 地 域 3 た

とであり、 所有者であるスロックモートン卿 Sir B. 及された。特に、貴族やジェントルマンなど社会の上層 圧を督励する命令を出 揆との関 枢密院は再三にわたって州長官以下の全機関に一揆の鎮 Hall が槍玉に上って取調べを受けたが、二人とも 八月にはまだ「こんな卑しい、 わりが重大視され、そのなかで、 難を逃れた。 当然のことながら、 これは六月から七月初のこ 騒がしい者ども Throckmorton 地域の大土地 主謀者 が追

したのであった。

年後、 ジェントルマン層の動きに重大な関心を払っていたことを を受けた」とのべ、その摘発と処罰を命じている。 が「若干の上流ジェントルマンたちによってひそかな支援 判所判事への指令(七月二四日付)は事態を重視し、 されたのは翌三二年の四月になってからであった。その一 示すものである。その後しばらくは大きな一揆の記録はな く、逃亡した者の追及は困難であり、 もようである。 有罪判決を受けた者八六人に及び、 責されるという状況であったが、一〇月には、 (4) によって即座に手もなく追い返された」として州長官が 前記 Maliscot で一揆が再発し、 しかし、この地域は地形上、 一揆はほぼ スキミントンが逮 国王から州四季裁 逃げ場が多 逮捕 制 圧 され され

表の出 利主張の機会を与えたが、成果はなかった。(4) は改良 improvement(すなわち、 月の「……改良と囲込に関する委員会」 かれた御料林巡回裁判所 Eyre は一〇〇人以上の住民に権 未解決のままである。 しかし、御料林政策展開にともなう共同権補償 席 が求められたが、 一六三四年、 自由保有農と共同 囲込) 州都グロ にお に同意せず、 一六三九 権者の 11 スター ても住 の問 大多数 市で開 同意 良代 年五 題 は

事態は鎮静に向ったと思われる。

……」、「四〇〇〇エーカー以上の良質の土地でなけれ 等の不耗な土地であり、 には同意しなかった。 カーでは不十分であり、 した者でも多くは十分な共同地が割当てられるという約 時ならずして、 住民の大きな困窮……」をまねくものと 彼等は割当てられた四〇〇〇 しかもそれは ……牧草の生育に不適であっ 「御料林のうち最 ばし、 I 7 1 劣 束

激しい抗議運動が展開されることになったのである。 Iohn Wintour にたいするきわめて包括的な貸出、加うる同権補償の問題は解決せず、一六四〇年ウィンター卿 Sir

最後に、

この節のしめくくりとして一

揆の主体の検討

に

強く反対している。かくして、

一六三〇年代におい

ては共

移ろう。 林と恣意的囲込 arbitrary enclosure によって御料林 リッジ等の見解はほぼ次のように要約されよう。(質) つまり農民たちがジェントリ て 権者たちから彼等の権利を収奪しようとしたのにた この一 ヨーメン yeomen とハズバンド 西部の一 揆では 財 揆に関する先駆的研究者たるアラン、 政的に困窮したスチュ 等 0 社会的 メ 〉 husbandmen アート王 上層に支援さ すなわ 朝 0 が 共 廃 L

教唆されて、

古来の権利をまもるために蜂起したので

ている。

また、

ジェントリ等の社会的上

層

の関与について

う事実を以て、

職業構成を示し、

揆における彼等の役割を強調しそこでは手工業者が高比率をし

8

るとい

究を発表したシャ ある。 のより大きな経済的社会的変化に照応する」であり、この結論は「一七世紀における御料 びしく批判した。 土地なき職人と小屋住の社会的経済的不満の一つの けられるのである。 これにたい して、 かれによれば、 1 プはアラン、 西部の一 揆について最も詳 西部の一 ケリッジ等の 揆は 料林と工 to のと特徴 研究を手き 事 表現」 実上、 細 な研

シャープ 地 agreement」であり、 手工業者と行動をともにした事実もないと断言 というわけである。そして、 張の裏づけとして、 をえたのであって、不満をいだいたのは 揆で逮捕された者の職業構成、 保 2 0 有者の合意をえた つまり、 プによれ 画期的な見解 農民全体が一揆に参加する動 ば、 シャープはギリンガムとブレ 御料林の囲込は合法的手続を経て、 の論拠はどこにあるのだろうか かれ 「協定による囲込 enclosure by らは共同権の代償に相当の補 農民が一 お よびディ 揆に参加 部 機 の農民に > は の住 イドンの な この主 職人・ かった すぎ 民

なく、政府当局 は、 この階層が ものとして一蹴されるのである。 の危惧は単なる風聞に影響され 揆を支持したり、 煽動 したりした事 た杞憂にす 実は

だろう。 推定にし 数の農民が反対したという記録もある。 かろうか。 補償の問題は解決せず、前述のように、一六三九年には ディーンでは、 的性格をもったことを示す事例の であり、 ンの行動が示しているように内実は策略と強制を含むも 「協定による囲込」ともいえるが、ギリン 部 第一の点についてみると、 の農民にすぎないと断言することはできないのではな かすぎないのだから、 むしろ、 しかし、 政府側の再三の工作にも関わらず、 W 賛成と反対の人数を知るすべはなく、 わゆる 「協定による囲込」 御料林の囲込は形の上では さらに検討する必要がある 最たるものである。 (51) (51) 不満を持ったの ガムの フラ 共同 1 は 多 権 0 1

他八名 れば、 農民二一名(ヨーマン五名、 毛織物業関係を始めとする各種手工業者・職 そこで、 ギリン (労働者二名等) である。毛織物業は外部の市場に(SE) ガムの一 揆の社会的構成の問題に移る。 揆で有罪宣告を受けた七四名のうち ハズバンドマン一六名)、その 人等が四五名、 シャ ープによ

簿

Muster Roll その他幾つかの記録が引証され

そこでは、農民一一二名

(ヨーマン二九名、

ズバ

ンドマ

7

八三名)で全体の約一三%というように、

その比率

は

小さ

労働者人口の圧倒的優勢を示すために一六〇八年の 働者三名、ジェントルマン一名等)であって、 名 t に、 あることは明らかである。 判決を受けた三四名のうち各種手工業者一一名、 5 揆に参加し、 親密な人間関係も形成されていたにちがい をつうじて農民たちと日常的に関 きな部分が一揆に参加したことを示すものであろう。 がって、 需要に応じるものであった。 依存していたであろうが、その他は (ヨーマン六名、 かでないが、 行き過ぎではないだろう。ブレイドンの場合は、 各種の手工業者たちは商品の販売と食料・ 右の農民二一名 (二九%) という数字は農民の 手工業者と連絡をとり合っていたと推 おそらく手工業が優勢であったろう。 ハズバンドマン一二名)、 ディーンについては、 この地域の わりをもち、 いずれ 職業構成全体 その他五 ない も地域 農民が主力で そのなか 原料の購入 手工業と 農民一八 農民が いる。 54 0 徴兵名 名 定 日 は 常

ンドマンと推定される者七四名で二九%である。これは三(55) られた者二五六名のうちジェントリー、ヨーマン、ハズバ 一年に始まる一揆がほぼ制圧された直後のことである。

民の一

揆への参加は大いにありうることであった。

エン

ある。さらにまた、 る。 少数の事例はあるが、ジェントルマンの支援・教唆という であった。地域の一般的心情は一揆に同情的であり、 なく」、孤立して取り締りに当らねば ントン卿 Sir Edward Baynton 等は「助ける者の一人も 揆の鎮圧を指揮した州長官代理 deputy lieutenant の なかには一揆の取り締りに消極であった者が多い 常に注意してきたにちがいない。そして、この治安判事の めることに意義をみいだしていたのだから、 はあるが、その職務をつうじて地域での威信と影響力を高 はジェントルマンの一般的動向を知る一つの指標と思われ にみいだすことは困難であろう。この点、治安判事の ようなことは表面に出にくいものであるから、記録のなか トルマンが一揆に加わり、あるいは一揆を公然と支持した 最後に、ジェントリーの一揆への関与について。ジ 治安判事はジェントルマンのなかから選ばれ、無給で 治安判事の上にあってブレイドンの ならないとい 地域の動向に う状況 ジェ ベイ 行動 0 で

> のである。 ントルマンの多くはこれに同調していたことが推察され

強しようとしている。しかし、この論法からすれ(寒)のなかに職人がいたという事実を強調して、 程で、手工業者等と不満の質は異なっていたかもしれない するギリンガムの一揆は農民一揆であったということになぽ)の土地保有者であるフィリップスを中心的指導者と ブレイドンのように農民が優勢な場合には、シャープは指 シャープの主張の主要な根拠となるのである。ところが 経済的変動の影響を受けて最も困窮していたというのが 数のうえでは大きな比率をしめていたであろう。 して、ホスキンスやフィリップスの周囲に手工業者たちだ が、農民の不満もうっせきしていったのである。 リンガムにおける当局の農民との共同権をめぐる交渉の過 るだろう。これは極論であるとしても、 マンのホスキンス、富裕な鞣革製造業者 tanner であり、 人口の最大部分をしめる手工業者・職人・労働者が当時 たしかに、一揆のなかでは手工業者や労働者の階層 前述のように、 そこで、 議論を補 揆に際 E が人

西部の一揆から農民を排除することはで

ではないだろう。

けでなく、

多くの農民が集ってきたとしても

無理

な推察

きないのではなかろうか。

のではないのではなかろうか。 ては、それがどの階層であると簡単にいいきれるようなも なくとも対立する関係にはなかった。それは、 のジェントリーは一揆を支援したとまではいえないが、少 込に際して恩典に与った寵臣・大製鉄業者等であり、 うのがさしあたっての結論である。一揆の標的は廃林 者・職人・労働者を包含する広範な民衆運動であったとい 一揆とは大い 結局、 と農民等が真向から対立した一六〇七年のミドランド 西部の一 に異なるところである。 揆は共同権の回復を求める農民、手工業 一揆の主体につい ジェント 地域 囲

あると思われるのである。

## 三 一揆とスキミントン

キミントンに扮したのかは判然としない。また、ディーンントンが現れたことはどのような意味をもつのかを考えてがイー・スキミントン」として登場し、ブレイドンでは三揚過程と軌を一にするようにジョン・ウイリアムズが「レ揚の程と軌を一にするようにジョン・ウイリアムズが「レース・スキミントンが現れている。ギリンガムではだれがス人のスキミントンが現れている。ギリンガムではだれがス人のスキミントンが現れている。ギリンガムではだれがストンに扮したのかは判然としない。また、ディーンとののでは、地域の広範な階層を包含する一揆にスキミ

揆全部にスキミントンが現れたことじたいに重要な意味がかでない。しかし、その詳細はともかくとして、三つの一して計画され、実際にどんな活動をしたのかは殆んど明らの程度のことがわかるだけで、スキミントンがどのようにたともいわれるが、決定的な証拠はない。さしあたり、このウイリアムスがギリンガムとブレイドンの一揆に加わっのウイリアムスがギリンガムとブレイドンの一揆に加わっ

う過激な n は失意の末の自棄的感情の表出にすぎず、共同したジェン ルズの指導方針を批判し、「ジェントルマンを殺せ」とい かなりの効果があったのだろう。 逮捕した捕吏がそのポケットのなかを調べたというから、 くあることであり、それは一揆の勢力を拡大し、 ルズ John Reynolds は「パウチ隊 のミドランドにおける反囲込一揆の指導者ジョン・レイノ 舞するという意味を持ったであろう。例えば、一六○七年 (なんでも出てくる魔法の袋を持つ男) とよばれたが、彼を その一部は暴力をできるだけ抑制しようとするレ 頽勢に向うとともに、 般に、一揆の指導者が神秘的な名称でよばれるのはよ なスロ 1 ガンを掲げるにい その神秘性は薄れ、 たった。 しかし、一 長」Captain Pouch もちろん、 揆が 民衆は幻滅 士気を鼓 制 圧 3

て西部 は、 そのシャリヴ てみたい。 1 シャリヴァリが **の** ンたちによって決定的 揆をあげているが、もう少し立ち入って検討し、ヴァリが「公的」な場合に適用された事例とし してい 7 り的 たの 性格 かもしれないが、 が明白である。 な場合に適用された事例とし に鎮圧された。 すでにトンプ 西部 ミドランド の一揆では スン 0

彼等は いう 例をあげると、 手続にしたがって進めら むというものである。抗議活動は、律儀にスキミント(6) センを標的として、 太鼓を鳴らし、 の発端となっ のはしばしからも推察される。 わった人びとの行動が儀式的性格をもっていたことは は、 部 形で始 それだけでも 火が燃えてい **の** 或程度まで組織されていたにちが 溝 を埋 揆の指 た前記 め たのであり、 旗 生垣 導者たちがスキミントン るとき、 揆は一○○人以上の集団が、 諷刺・敵対の意味をもつが、 その絵 (どんな旗かは不明) Maliscot における住 を焼き、 れたのであっ 歓呼 その か、 例えば、 栅と柱を細断 彫像かを穴のなか 人数と準備具合からして、 して銃・ピストルを射つと た。 を掲げ、 ディ 11 民 ない。 ギリンガム に扮装したこと の抗 ーンの 武装 て土中 そして、 E 議 に投げ込 ンペ 大 揆に 行 変装 に埋 シの 0 動 記 事 加 " は 揆 録

> 罵倒 ば、 が、 行動がかいま見られ、ギリンガムと同様の状況にあっ(%) どこにあったのであろうか。 緊急非常の行動においてここまで丁寧に後始末する理 彼等の怒りが囲込に向けられ 力行為はごく稀であったようである。 たしかに囲込は次々に破壊されてい それにしては、 指令は、 の行動が とを示唆してい 合 に移ったはずである。 められたことを示すものではなかろうか。そうでなけ 部始終を記したような記録はないが、 このような行動は囲込破壊活動が一つの儀式とし 彼等は囲込破壊そのものは早早にすませて、 溝 門・栅等の破壊、 かなり抑制的であったという点にある。 揆の過激性と危険性を強調してい 揆に参加した人びとの様相 る。 揆の 西部 ブレ 行動は抑制 0 生垣 イド 揆 たのは当然であるに 推量が過ぎるか 0 の寸 ンについ のとれたも V 断 2 ま ディ たが、 一つの特徴は 行状を口 ては、 生垣 武装した集団 1 る。 それ以上の暴 のであった。 の焼却と > 囲込破壊 0 して 別 L 枢密院の を極めて 揆で憎 か の行 n て進 たこ な 由 一揆 V 0 集 3 は

当人ではなく、

絵

彫像が代用され、

その労働

者に

たいも

真接の標的となったモンペッ

センに

ては作業を止めるよう脅迫がなされたに止まってい

なり 地 park には手をふれようとはしなかったのであ ば、 る 0 は目標を新し 場 内戦 揆の性格をはっきりと示した好例であろう。 の場合は記 は略奪などの行為が頻発したのであれば、 0 成り行きで死者が出た事 期 に再 囲込破壊の範囲も律儀 い囲込に限定し、 発したギリンガムの一 録され、 厳重な注意が喚起されたであ 古くから囲込まれてい 例もあるが、 に限定されてい 揆(一 六四三年六月) 殺傷行為、 そのうち た。 た林 例 西部 え 3 か あ

なっ 第 V 彼等の行動の根拠となる共通の理念が存在してい たであろう。 の生活感覚に相容れるものでなければ受け入れられ は、 ろうか。 ない。 西 たに に 指導者 揆が統制され、 0 1 民 共同権 ギリ 、衆に影響を与えうるものを考えてみると、 ても、 揆のこのような性格は、 したが 能力・資質も重要であるが、 ス国教会 Anglican 0 それだけでは単 収奪にたいする憤りは って、 限定された形で進 揆に参加した人びとの なる暴 Church をあげ どこに原因が められるた 発 その指 揆誘発の に終 たに 漬 ŋ あ ね か は 動 3 間 な ば まず ちが 住民 ね 機と には か 8 0 な K だ 0 な

たろう。

ちも 的風習 力を発揮し 主導理念となっ あ する動機はあった。 puritanism はどうか。 地域住民 n ŋ 点でも、 力が強い ŋ 69 えない。 る記録もみいだされてい 揆に加 スキミントン はまさに清教徒たちの改革運 地域といわれており、 絶対王政の宗教政策に対立する点でも一 ようとすれば、 国教会の牧師 rector の共感を優先したのであろう。 わっていたであろうが、 たとは考えられない。 のもとに結集するような運 しかし、 西部の牧畜・酪農地域は清 るが 68 大きな反発をまねくことになっ スキミントン、 清教徒たちは が その牧師 揆に 積極的 動の標的 おそらく、 加 は国教会よりも その わっ に宗 経 次に、 だっ 動で 済 たと 他の 教的 清教徒た 揆に参加 的 教 清 たの 利害 の影 思 民俗 わ

の頃 と、ごく素朴な平 5 六〇七年の になんらの ('levelled') n 実際、 K たが、 は絶対王制にたいする批 西部 政治 揆の ように、 後 に 0 É 的 は 等 要 標 派的 一、求も、 は共同 土 揆も囲込の す 1 盛 心 ての 情 宗 権 n 教的 が芽生えてい B П 判 破壊だけを目的として 復 状態を平等に 溝 が 要求も見 の域を超 を 般的 5 に高まってい る 11 だせ 7 す 西 3 それ以 部 VZ 0 0 L たぎ70 た た 8

らぬ

と絶対王

政の支配の支柱であ

0

た国

会

0

な

教義は一

玉

 $\pm$ 

の政策にたいする抗議運動を支える理念とは

に終ったようである。 すれば、なんらかの形で記録に残ったであろう。 されているぐらいだから、そういう煽動の影響があったと 家の存在を想定して、 という背景もあり、 政府当局 一揆の個々の行動がこまごまと記録 その探索につとめたが、 は 反体制的思想 信仰 むだな努力 の煽

のことであろう。

かくして、

内戦期における両地域に

お

け 知

周

ぼ照応してい

るよ

る政治的動向の相違と宗教的相違とはほ

れ、チーズでは清教が勢力を広める傾向のあったの

たらなかった。 求めるに止まり、 そうなるほかなかったといえよう。 しかしながら、国王と議会が決裂した内戦 その域を越えて政治的要求を掲げるに 一揆は共同権の回復を W

域に遍在する民衆文化に支えられて展開された。

あるい

は

かくして、一六二〇~三〇年代における西部の一揆は地

与えたのであろうか。 期に入り、 範囲を限定しているが、この一揆の性格を今少しは 治的態度の表明をせまられることになる。このような状況 域の住民も国王軍と議会軍のいずれを支持するかという政 今少し検討しておきたい させるという意味で、 の変化は、 これまでの共同権回復運動にどのような影響を 西部地域が内戦の舞台となるとともに、 内戦期 本稿は一六二〇~三〇年代の一 における西部の政治的動向を この地 つきり 揆に

戦 期 Downs) 0 西 部では、 が国王派寄り、 白 堊 質 土 牧畜 壤 が 展開 ·酪農地域 す る穀 (Cheese 作 地 帯

お

いても前にのべたと同じ地域差が現れることになっ

2

の内容をみると、

ンの支持をえることにつとめ、

結局、

クラブメンの一揆に

ウン、後者をチーズと略称)。 Country) が議会派寄りであった また、 (以下しばらく、 ダウンで国教が 前 護 者 持 をダ

動

王軍 た形跡があり、クラブメンの組織に吸収されたとまでである。前記三御料林の住民もクラブメンの集会に出 とは、 り、 ラブメン Clubmen の一 えないが、少なくともそれに接触していたのであった。 と議会軍に対抗しうる勢力を形成しようという運動 戦の進行にともなって西部諸州を覆うように展開され 向と実際に一致しているの うであるが、 つの手がかりとなるように思われる。 その動向は西部住民の政治的態度を反映してい 議会軍のいずれも、 要するに、できるだけ多くの住民を組織して国 問題は各地域の住民の動きがこの全体的な傾 クラブメンの組織に吸収されたとまでは 揆の動向は、 軍 かどうかということである。 事的政治的見地からクラブ この問題を検討 クラブメンの た であ する たク か X 玉 揆 Va 5 軍 内

か

ダウンズでは国教派勢力の影響は

な 王大権の維持と擁護」 革されたプロテスタントの宗教」(すなわち、 ラブメンの合同 明 白 おけるドー 0 あ 集会の決定では、 る。 例 シットシャ、 を掲げている。この集会は、 え ば、 K" 1 まず第一 ウィル 3/ " 1 に、 1 3 ヤ 国教) 3/ ヤ 「真正 6 Gussage 両州 この地 2 の改 0 国 7

いったのである。 のクラブメンの行 が主導されていたことを示すものである。 五年五月二五日) 域のクラブメンの運動がかなり拡大してきた時期 に開 動はさらに反議会派的性格を明確にして かれたのであり、 玉 教派勢力に 実際、この地域 (一六四 運 動

逆に、

チーズでは清教の影響が予想されるのだが、

事

熊

軍 い報復を受けた ガムの囲込みを破壊し、 bury 近くに宿営した議会軍の兵士が住民とともにギリン の対象とする御料林についても、 はそれほど明白ではない。 (一六四三年二月)、 Ö 軍事行動を支援した事例は各地にみいだされる。 (四五年四月初) あるい ディー は国 たしかに、 王軍に抵抗して、 というような事例もある。 の住民が議会軍を支援し シャフツベリーShafts チーズの住民が すさまじ 本稿

住民と議会軍

の利害が

致したということでも説明できる

は は

思わ

n

ない。

クラブメンの一

揆に包摂された前記御料林

このような共闘関係は、

共通

の敵をもつという点で

のであり、 Pensy Pond における大集会(一六四五年六月三〇日) うな影 この地域のクラブメンの一揆に清教派の活動 響を及ぼしえたかに 必ずしも清教派の影響を示すも つい て、 サ 7 0 セ ٤ ット は がどの 61 は え ヤ

11

王と議会に和平請願を提出するために適任者 るのに格好の素材である。 案件を提 メンの運動がどのように進められようとしたのかを推察す 示する目的で開 かれたのであり、 そして、この案件の内容は れ以後クラブ (sufficient 玉

の運動

が高揚してきた段階でさらなる運動

つの手がかりとなる。この集会は、

この地域のクラブ

の組織に関する

men) えないが、 とすれば、 ていたは じさせるもの あろう。 に議会軍 なんらの政治的要求も、 みい を選定するというほか、ごく平凡なものであって、 だせ 他 ず が軍事的優勢をしめ、 ず、 運 か だから、 の諸州のチー 動 れらの理念はもっと表面に現れてきてい もみいだせ 状況 0 節 それ 目に が サ せない。 宗教的 が T おける、 ズでは個 セッ 揆に大きな影響を与えて しかも、 1 清教派の活動は容易に 要求も、 シャ 々の このような大集会の と特に違 集会の内容を検討 この地域では あるいはそれを感 ってい たで たと 事例 なっ すで た

の一揆も同様であったろう。

一六二○~三○年代の御料林地域では、ギリンガム、ブレイドン、ディーンの他にも各地に同様の一揆が生じていたのであり、イギリス革命前夜のこのような状況を表面的たのであり、イギリス革命前夜のこのような状況を表面的に観察すれば、これらの一揆は革命と直接の関連をもつもののようにみえる。しかし、議会軍と議会派は地域住民を軍事的・政治的目的のために利用しようとするにとどまり、住民たちを議会派の理念に共鳴させることもできず、かれらの要求を真剣にとり上げることもなかった。イギリス革命の諸改革は住民たちとは遠くはなれたところで行われたのであり、かれらは以前と同様の運動を独自に続けていくのであり、かれらは以前と同様の運動を独自に続けていくのであり、かれらは以前と同様の運動を独自に続けていくほかなかったのである。

## 四 あとがき

このことは、イギリス革命期、およびそれ以後の共同権回たのは地域の民衆文化ではなかったかということである。の諸階層を包含する広範な民衆運動であるが、イギリス革は、共同権の回復を求める農民、手工業者・職人、労働者以上からの結論は、一六二○~三○年代の西部の一揆以上からの結論は、一六二○~三○年代の西部の一揆

復運動の過程を追求することによってさらに明確になるで 復運動の過程を追求することによってさらに明確になるで 復運動の過程を追求することによってさらに明確になるで を手に余る問題ではあるが、おぼろな輪郭だけでもつかむ や手に余る問題ではあるが、おぼろな輪郭だけでもつかむ を手に余る問題ではあるが、おぼろな輪郭だけでもつかむ を手に余る問題ではあるが、おぼろな輪郭だけでもつかむ を手に余る問題ではあるが、おぼろな輪郭だけでもつかむ を手に余る問題ではあるが、おぼろな輪郭だけでもつかむ を手に余る問題ではあるが、おぼろな輪郭だけでもつかむ を手に余る問題ではあるが、おぼろな輪郭だけでもつかむ を手に余る問題ではあるが、おぼろな輪郭だけでもつかむ

- ---』(一九九一年、同文館)参照。 (1) 蔵持不三也『シャリヴァリ---民衆文化の修辞学
- 年、新評論)所載、八一ページ。『アナール論文選・1 魔女とシャリヴァリ』(一九八三ク――イギリスのシャリヴァリ――」(一九七二年)、(2) E・P・トンプスン(福井憲彦訳)「ラフ・ミュージッ
- (3) ライディングについては、トンプスン前掲論文、M・イングラム(松枝到訳)「英国の"シャリヴァリ』と民衆文化」(一九八四年)、『思想』一九八六年二月号所載、Ingram, M., Ridings, Rough Music and Mocking Rhymes in Early Modern England, in Fletcher, A. and J. Stevenson (eds.), Order and Disorder in Early Modern England, 1985 等を参照。
- Underdown, D., Revel, Riot, and Rebellion-Popu-

- lar politics in England 1603-1660—, pp.100-103 &
- 「一七世紀中葉のサセックス王領地における支配構造 王領地管理政策の変遷とその結末については、拙 一巻三・四号、(一九六八年三月)七七~八四頁参照。 議会派の調査記録の分析――」(『富大経済論集』
- England and Wales, vol. IV, pp. 67-71. Finberg, H.P.R. (ed.), The Agrarian History of
- the Royal Forest at Gillingham, 1626-1630, Dorset Natural History and Archaeological Society Proceed ings, vol. 97, 1976, p. 21. Bettey, J.H., The Revolts over the Enclosure of
- (∞) Ibid., pp. 21-22.
- (9 · 12) Ibid., p. 22.
- (日) Acts of the Privy Council of England (以下) APC) 1627-1628, pp. 248, 272
- APC 1627-1628, p. 495.
- 13 Betty, op. cit., p. 22.
- 上、WAM) vol. 57, 1958~59, p. 68. Cherles I, Wiltshire Archaeological Magazine (以 Kerridge E., The Revolt in Wiltshire against
- stay'という言葉に如実に現れている (Kerridge, op. cit., p. 68. Betty op. cit., p. 22)° 一揆の態度は、'here we were born, and here we
- Betty, op. cit., p. 23

- (2) Manley, C.F.H., The Disafforesting of Brayden, Contemtpt of All Authority-Rural Artisans and Riot in the West of England, 1586-1660, 1980, pp. WAM, vol. 45, 1932, pp. 556-557, Sharp. B., In
- (\(\tilde{\pi}\)) APC 1630-1631, p. 352
- (전) Kerridge, op. cit., p. 69, Sharp. op. cit., p. 128. (9 · 2) Kerridge, op. cit., p. 68
- 22 Manley, op. cit., p. 559.
- 23 拙稿「イギリス革命期の御料林、林野地域における農
- 民運動(1)」(『富大経済論集』第一七巻三号、(一九七二 年三月) 九~一○頁の注(8)を参照。
- 24 同右稿五~八、一〇~一二頁参照
- 25 同右稿四~五頁参照
- in the Olden Times, 1866, New Edition, 1966, pp. 71-82を参照。 Edition, 1966, pp.13-15, 123-124, do., Iron Making Nicols. H.C., The Forest of Dean, 1858, New
- (2) Hart, C. E., Royal Forest-A History of Dean's Woods as Producers of Timber-, 1966, p. 91.
- 28 Ibid., pp.91-92.
- 29 Ibid., pp.93-94, n. 40.
- 30 1951, pp. 20-21. Hart, C.E., The Commoners of Dean Forest,
- 31 Ibid., pp.21-22

- (32) この判決の主要な部分は、Hart, op. cit., Commoners, p. 24に収録されている。
- (3) Ibid., pp.24.
- (素) Hart, op. cit., Royal Forest, p.107, Sharp, op. cit., pp.95, 96, 105.
- (5) Hart, op. cit., Commoners, p. 24
- (36 · 37) Ibid., p. 25.
- (%) Sharp, op. cit., p. 100.
- And the second secon
- (4~4) Hart, op. cit., Commoners, p.28.
- (4) Ibid., p. 34. シャープは、一六三四年の巡回裁判所(4) Ibid., p. 34. シャープは、一六三四年の巡回裁判所の判決を、ディーンの土地保有者の大多数が廃林の条件の判決を、ディーンの土地保有者の大多数が廃林の条件のだろうか。
- (4) Hart, op. cit., Commoners, p. 49.
- 46) Allan, D.G.C., The Rising in the West 1628-1631, Economic History Review, 2nd Ser., v, 1952-3, pp. 76-85, Kerridge, op. cit., The Revolts in Wiltshire.
- (47) Sharp, op. cit., p. 155.
- (%) Ibid., pp. 134-138.
- (\prescript{\Pi}) Ibid., pp. 127-129
- (5) Ibid., pp. 131-134

- (51) 他の地域についても、「協定による囲込」のなかにも強制的性格をもつものがあることが指摘されてきている。例えば、Reed M., Enclosure in North Buckinghamshire, Agricultural History Review, Part II, 1984, Hindle S., Persecution and Protest in the Caddington Common Enclosure Dispute 1635-39, Past and Present, No. 158, 1998.
- (음) Sharp, op. cit., pp. 127-128.
- 3) Ibid., pp. 128-129. シャープも農民が大きな部分をしめることは認めざるをえず、一揆の指導者、すなわち三人の「レディー・スキミントン」がそれぞれ仕立屋正とを強調している。だが、一般にスキミントンの役をことを強調している。だが、一般にスキミントンの役をことを強調している。だが、一般にスキミントンの役をことを強調している。だが、一般にスキミントンの役をスキミントンに扮装したことと彼等が真に一揆を主導しえたかどうかは別の問題である。
- Sharp, op. cit., pp. 185-186.

54

- (55) Ibid., p. 188.
- (5) Kerridge, op. cit., p. 69
- (5) Ibid., p. 68
- (5) Sharp, op. cit., pp. 28-29.

Betty, op. cit., p. 22, Sharp, op. cit., p. 97

(6) Sharp, op. cit., p. 97.

59

6) Martin, J.H., Feudalism to Capitalism—Peasant and Landlord in English Agrariam Development—,

- 1965, p. 177.
- 6) Ibid., p. 176
- (63) トンプスン前掲論文、一一五頁。
- (64) 前出、七頁。
- (65) 前出、四頁。
- (66) 前出、五頁。
- (%) Underdown, op. cit., p. 161
- (%) Kerridge, op. cit., p. 67.
- 会の民衆娯楽』(一九九三年、平凡社)第一章参照。 69) ロバート・W・マーカムソン(川島昭夫他訳)『英国社
- (元) Martin, op. cit., p. 176.
- 7) Hart, op. cit., *Commoners*, p. 27, Sharp, op. cit., pp.132, 133.
- Chalk and the Cheese: Contrasts among the English Clubmen, Past and Present, no. 85, 1979, pp. 25, 48, 拙稿「市民革命期のイングランド西部における農民運動――一六四五年のクラブメンの一揆の検討――(1)・(2)」(『富大経済論集』第二六巻第二号、(一九八〇年一一月)、同上第二六巻第三号(一九八一年三月)を参照。
- (73) Sharp, op. cit., p. 248.
- 74) Bayley A.R., The Great Civil War in Dorset 1642-1660, 1910, p. 473, 前掲拙稿「市民革命期のイングランド西部……(1)」、一八〇~一八二頁を参照。

- (75) 同右拙稿、一八二~一八六頁を参照。
- Underdown, op. cit., Revel, Riot, and Rebellion, p. 161.
- Nicols, op. cit., The Forest of Dean, pp. 28, 3:
- (深) Underdown, D., Somersetshire in the Civil Warand Interregnum, 1973, p. 107, 前掲拙稿「市民革命でのです。 (深) Underdown, D., Somersetshire in the Civil Warand Interregnum, 1973, p. 107, 前掲拙稿「市民革命である。